

受動喫煙による健康への影響

受動喫煙(自分以外の人からこの煙にさらされること)は、さまざまな形で健康に影響を及ぼします。受動喫煙が健康に及ぼす影響を知って、あなたや周りの人たちの健康を守りましょう。

受動喫煙による死亡者は、年間15,000人にのぼると推測されています。

受動喫煙による年間死亡数推計値

	男性	女性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群(SIDS)	73	
合計	15,030(人)	

※各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるものかを計算し、その割合を2014年の死亡数に乘じ算出した。

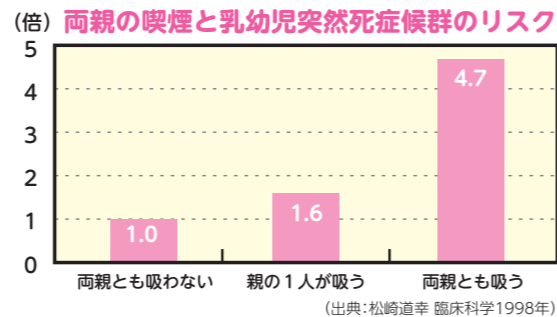
出典 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

受動喫煙の健康への影響



出産・乳幼児
 早産、低出生体重児の出産、乳幼児突然死症候群

親の喫煙は乳幼児突然死症候群のリスクを高めます！



たばこの煙について

たばこの煙には有害物質がたくさん含まれています

5300種類以上の化学物質
 たばこの煙のうち約200種類以上が人体に有害
 うち約70種類以上に発がん性

たばこの先から出る煙(副流煙)には有害物質が多く含まれています！

※受動喫煙では副流煙を多く吸うこととなります

これでは防げない! 受動喫煙

空気清浄機があれば大丈夫?

たばこの煙の成分の多くは気体であり、空気清浄機を素通りしてしまうため、有害成分を取り除くことはできません。

ベランダで喫煙すれば大丈夫?

サッシや窓の隙間から煙が流れ込むほか、喫煙者の吐く息にも有害物質が含まれるため、受動喫煙を防ぐことはできません。

喫煙席と禁煙席が離れていれば大丈夫?

喫煙場所から煙が流れ出ないように対策をしていなければ、受動喫煙を防ぐことはできません。

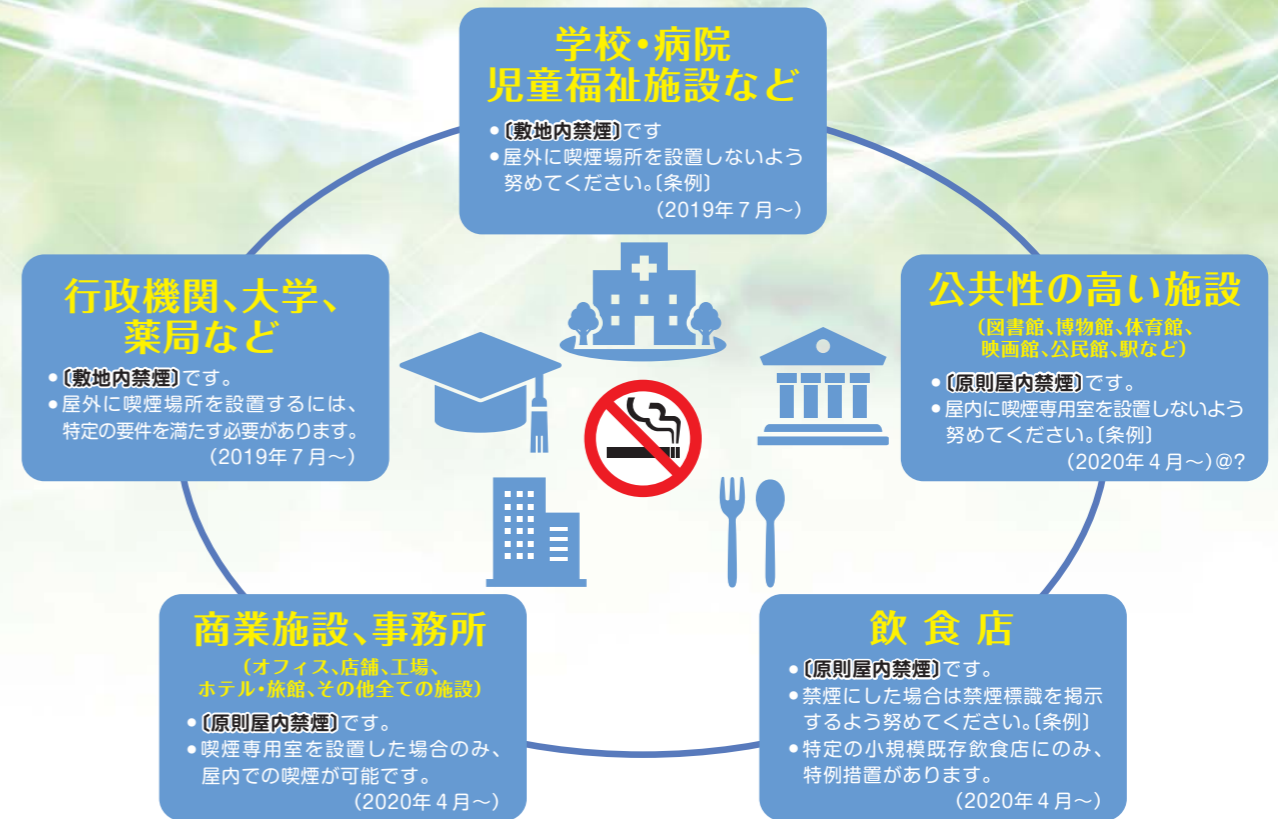
受動喫煙防止や禁煙に関する相談窓口

どうぞ、お気軽にご相談ください。

村山保健所	☎ 0 2 3 (6 2 7) 1 1 8 3
最上保健所	☎ 0 2 3 3 (2 9) 1 2 6 7
置賜保健所	☎ 0 2 3 8 (2 2) 3 0 0 4
庄内保健所	☎ 0 2 3 5 (6 6) 4 9 3 2
山形市保健所	☎ 0 2 3 (6 1 6) 7 2 7 1

あなたの大切な人を 受動喫煙から守りましょう

～望まないたばこの煙を吸わないで済む社会を～



全ての人に、受動喫煙を生じさせないように配慮する義務があります。

- ・喫煙可の場所であっても、喫煙時は周りの人や状況に配慮してください。
- ・屋外に喫煙場所を設置する場合でも、出入口の近くには設置しないなどの配慮が必要です。

受動喫煙(自分以外の人からこの煙にさらされること)を防止するための新たな制度が始まります

●2018年7月
「健康増進法の一部を改正する法律」が制定されました。

これにより、望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わり、多くの施設が原則屋内禁煙となります。義務違反には罰則が適用されることがあります。

●2018年12月
「山形県受動喫煙防止条例」が制定されました。

改正健康増進法と合わせて、より効果的な受動喫煙防止の取組を進めていきます。

飲食店や事業所など多くの人が利用する施設が「原則屋内禁煙」に



2020年4月から、企業のオフィス・事業所や店舗等多くの施設が「原則屋内禁煙」となります。(加熱式たばこを含みます。)

屋内では喫煙専用室等以外での喫煙が禁止に

屋内での喫煙を可能とするには、煙の流出を防止するための基準を満たす喫煙専用室等の設置と受動喫煙防止のための様々な運用ルールへの遵守が必要となります。違反時には罰則が適用されることがあります。

公共性の高い施設(次のページ③)には、屋内に喫煙専用室を設置しないよう努めてください。

標識掲示が義務付け

喫煙専用室等を設置した場合には、下記の例により喫煙可能な場所であること、20歳未満の人の立ち入りが禁止されていること等を示す標識の掲示が義務付けられます。

飲食店が屋内禁煙とした場合は、禁煙標識を掲示するよう努めてください。



20歳未満の人は、喫煙可能な場所に立ち入ることはできません。(20歳未満の従業員も同様です。)

国の標識例

国のホームページからダウンロードできます

なくそう 望まない受動喫煙

<p>喫煙専用室標識</p> <p>喫煙専用室 Designated smoking room</p> <p>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</p> <p>〔喫煙専用室の出入口用〕</p>	<p>喫煙専用室設置施設等標識</p> <p>喫煙専用室あり Designated smoking room available</p> <p>「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</p> <p>〔施設の出入口用〕</p>	<p>喫煙可能室標識</p> <p>喫煙可能室 Smoking room</p> <p>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</p> <p>〔特例で喫煙可を選択した場合〕</p>
---	--	---

受動喫煙防止のための配慮義務

受動喫煙防止への配慮

全ての人々が、受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮する必要があります。

- ・喫煙時は、周りの人や状況に配慮してください。
- ・屋外に喫煙場所を設置する場合でも、施設の出入口や通路の近くには設置しないなどの配慮をしてください。

施設ごとの受動喫煙防止の取組内容

(改正健康増進法と山形県受動喫煙防止条例の関係)

国(改正健康増進法)の対策

県条例の対策

1. 子どもや患者などへの配慮が必要な施設(2019年7月1日~)【第一種施設】

①《学校・医療機関等》

- ・学校(幼稚園、小中高校等)
- ・医療機関(病院、診療所、助産所)
- ・児童福祉施設等(保育所等) など



《敷地内禁煙》
【屋内・屋外ともに禁煙です】

※受動喫煙防止のために必要な条件を満たした屋外の場所のみ、喫煙場所の設置が可能です。

屋外であっても、喫煙場所を設置しないよう努めるものとします。



②《大学・行政機関等》

- ・大学等
- ・国、県、市町村の庁舎
- ・警察署、消防署
- ・児童相談所、保健所
- ・薬局、あん摩等の施術所 など



2. 上記1以外の施設(2020年4月1日~)【第二種施設】

③《公共性の高い施設》

- ・図書館、美術館、博物館
- ・体育館等運動施設
- ・駅、バスターミナル
- ・金融機関
- ・郵便・電気・水道事業等の営業所
- ・映画館、県民会館、市民会館等
- ・公民館、集会所等
- ・公衆浴場(銭湯、日帰り温泉等)
- ・社会福祉施設(養護老人ホーム等)
- ・その他地方公共団体が設置する施設で上記①②以外のもの(議会棟、道の駅等) など

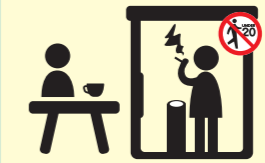


《屋内禁煙》
【屋内では原則禁煙です】

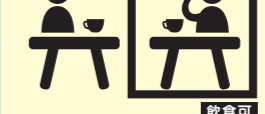
※屋内に喫煙専用室等の設置が可能です。

屋内に喫煙専用室を設置しないよう努めるものとします。

喫煙専用室等設置した場合
《喫煙標識掲示》
〔喫煙専用室〕



〔指定たばこ専用喫煙室〕
加熱式たばこ専用



④《その他の施設》

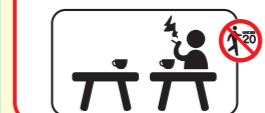
- ・オフィス、事務所、工場
- ・理容店、美容店、その他店舗
- ・ホテル、旅館(客室を除くロビー等)
- ・スーパーマーケット、コンビニ等
- ・パチンコ店、ゲームセンター等 など



⑤《飲食店》

《特例措置》
《喫煙選択可》

【店内を喫煙可とすることを選択できます】
喫煙可能な場所である旨の表示が必要です。



屋内禁煙とした場合は、禁煙標識を掲示するよう努めなければなりません。

店内を喫煙可とした小規模飲食店は、受動喫煙防止に自主的に取り組むよう努めるものとします。

⑥《経営規模の小さい既存飲食店》

- 以下を全て満たすもの
- ・2020年4月1日時点で営業している飲食店
- ・個人経営又は資本金・出資金の総額5000万円以下の飲食店
- ・客席面積が100㎡以下の飲食店